

令和4年第4回別府市議会定例会 議案（条例・その他）の概要

- 議第 9 1 号 別府市役所事務分掌条例の一部改正について
- 議第 9 2 号 別府市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について
- 議第 9 3 号 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について
- 議第 9 4 号 別府市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 議第 9 5 号 別府市立学校職員の給与等に関する条例等の一部改正について
- 議第 9 6 号 別府市勤労者研修センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議第 9 7 号 別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第 9 8 号 別府市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 議第 9 9 号 動産の取得について
- 議第 1 0 0 号 議決事項の変更について
- 議第 1 0 1 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 0 2 号 住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について
- 議第 1 0 3 号 公有水面埋立てに関する意見について
- 議第 1 0 4 号 市長専決処分について
- 議第 1 0 5 号 市長専決処分について

議第 9 1 号

別府市役所事務分掌条例の一部改正について

1 趣旨

こども家庭庁の創設等により、こども政策を所掌する部を設置することに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

次のとおりこども部を設置します。(第 1 条関係)

現行	改正案
総務部	総務部
企画戦略部	企画戦略部
観光・産業部	観光・産業部
公営事業部	公営事業部
市民福祉部	市民福祉部
	<u>こども部</u>
いきいき健幸部	いきいき健幸部
建設部	建設部
市長公室	市長公室
防災局	防災局

3 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日

4 担当課 企画戦略部政策企画課

議第 9 2 号

別府市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

1 趣旨

地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 6 3 号)の施行に伴い、関係条例の改正等をします。

2 議案の内容 (主なもの)

第 1 条 別府市職員の定年等に関する条例の一部改正

ア 定年の年齢を 6 5 歳とします。(現行 6 0 歳)

イ 管理監督職勤務上限年齢制(管理監督職を占める職員については、6 0 歳に達した日の翌日から同日以後の最初の 4 月 1 日までの間に、管理監督職以外の職に降任等を行う制度)を定めます。なお、降任等を行うことにより、公務の運営に著しい支障が生じる場合に限り、引き続き管理監督職

として勤務させる(3年を超えることはできません。)ことができる特例(異動期間延長の特例)を設けます。

ウ 定年前再任用短時間勤務職員制度(60歳に達した日以後定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用することができる制度)を定めます。

エ 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの定年に関する経過措置を定めます。

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間の年齢 61歳

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間の年齢 62歳

令和9年4月1日から令和11年3月31日までの間の年齢 63歳

令和11年4月1日から令和13年3月31日までの間の年齢 64歳

第2条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正

ア 派遣の対象としない職員として異動期間延長の特例を受ける職員を加えます。

第3条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正

ア 派遣の対象としない職員として異動期間延長の特例を受ける職員を加えます。

第4条 別府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

ア 地方公務員法の一部改正による条ずれに伴う所要の改正をします。

第5条 別府市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正

ア 職員の懲戒による減給において、現に受ける給料等の10分の1を上限とします。

第6条 別府市職員のサービスの宣誓及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正

ア 職務の宣誓は、宣誓書を任命権者に提出して行うこととします。

第7条 別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

ア 地方公務員法の一部改正による条ずれに伴う所要の改正をします。

第8条 別府市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

ア 育児休業をすることができない職員に異動期間延長の特例を受ける職員を加えます。

イ 「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改めます。

第9条 別府市職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料表に定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を定めます。

イ 「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めます。

ウ 当分の間、60歳に到達した日後最初の4月1日以後の職員の給料月額は、給料表による給料月額に100分の70を乗じて得た額とします。

エ 管理監督職勤務上限年齢により他の職へ降任等された職員のウに規定する日以後の給料月額が、降任等の異動日の前日に受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額に達しないこととなる職員には、差額に相当する額を給料として支給します。

第10条 別府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

ア 「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めます。

第11条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

ア 地方公務員法の一部改正による条ずれに伴う所要の改正をします。

第12条 別府市職員の退職手当に関する条例の一部改正

ア 「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めます。

イ 当分の間、60歳に達した日以後にその者の非違によることなく退職した者については、退職事由を定年退職として退職手当を算定するものとします。

ウ 第9条（別府市職員の給与に関する条例の一部改正）のウによる職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定としないものとします。

第13条・第14条 別府市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

ア 第12条（別府市退職手当に関する条例の一部改正）による附則の項ずれに伴う所要の改正をします。

第15条 別府市職員の再任用に関する条例の廃止

3 施行期日 令和5年4月1日。一部は、公布の日

4 担当課 総務部職員課

議第93号

特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について

1 趣旨

市長、副市長、議員及び教育長に支給する期末手当の額を改定することに伴い、次に掲げる条例を改正します。

- (1) 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例
- (2) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- (3) 別府市教育委員会教育長の給与等に関する条例

2 議案の内容

市長、副市長、議員及び教育長に支給する期末手当の支給率を次の表のとおり改定します。

区分	現行	令和4年12月分	令和5年4月以降
6月	162.5/100	—	165/100
12月	162.5/100	167.5/100	165/100

3 施行期日 公布の日。一部は、令和5年4月1日

4 担当課 総務部職員課

議第94号

別府市職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 趣旨

国家公務員及び大分県職員の給与改定の事情を考慮して、一般職の職員の給与改定を行うことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

第1条 別府市職員の給与に関する条例の一部改正

- ア 勤勉手当（令和4年12月支給分）の支給率を95/100から105/100（再任用職員にあつては45/100から50/100）に改定します。（第17条関係）
- イ 給料表を全部改正します。（別表第1関係）

第2条 別府市職員の給与に関する条例の一部改正

- ア 勤勉手当（令和5年4月以降支給分）の支給率を105/100から100/100（再任用職員にあつては50/100から47.5/100）に改定します。（第17条関係）

第3条 別府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

- ア 特定任期付職員の給料表を改定します。（第7条関係）

	現行	改正案
号給	給料月額（円）	給料月額（円）
1	<u>375,000</u>	<u>376,600</u>
2	<u>422,000</u>	<u>422,700</u>
3	<u>472,000</u>	<u>472,800</u>
4	<u>533,000</u>	<u>533,900</u>
5	<u>608,000</u>	<u>609,000</u>
6	<u>710,000</u>	<u>711,100</u>
7	<u>830,000</u>	<u>831,300</u>

イ 特定任期付職員に係る期末手当（令和4年12月支給分）の支給率を 162.5/100 から 167.5/100 に改定します。（第8条関係）

第4条 別府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 特定任期付職員に係る期末手当（令和5年4月以降支給分）の支給率を 167.5/100 から 165/100 に改定します。（第8条関係）

第5条 別府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

ア 給料表を全部改正します。（別表第1関係）

3 施行期日 公布の日。一部は、令和5年4月1日

4 担当課 総務部職員課

議第95号

別府市立学校職員の給与等に関する条例等の一部改正について

1 趣旨

地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)の施行に伴い、関係条例の改正をします。

2 議案の内容（主なもの）

第1条 別府市立学校職員の給与等に関する条例の一部改正

ア 「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めます。

イ 当分の間、60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員の給料については、県職員の例により支給することとします。

第2条 別府市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一

部改正

ア 地方公務員法の一部改正による条ずれに伴う所要の改正をします。

第3条 別府市立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正

ア 議第92号の第12条(別府市職員の退職手当に関する条例の一部改正)と同様の改正をします。

3 施行期日 令和5年4月1日。一部は、公布の日

4 担当課 教育部教育政策課

議第96号

別府市勤労者研修センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

1 趣旨

別府市勤労者研修センターを廃止することに伴い、条例を廃止します。

2 施行期日 公布の日

3 担当課 観光・産業部産業政策課

議第97号

別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 趣旨

別府海浜砂湯を廃止することに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

第18条の2第1項の表、第18条の3第1項の表、第29条の2第1項、別表第1及び別表第3から別府海浜砂湯を削ります。

3 施行期日 令和5年4月1日

4 担当課 観光・産業部温泉課

議第98号

別府市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

1 趣旨

地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)の施行に伴い、条例の改正をします。

2 議案の内容

(1) 地方公務員法の一部改正による条ずれに伴う所要の改正をします。

(2) 「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めます。

3 施行期日 令和5年4月1日

4 担当課 上下水道局総務課

議第99号

動産の取得について

1 趣旨

動産を買い入れることについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成2年別府市条例第17号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

2 議案の内容

(1) 取得動産 交通系ICカード 32,700枚

(2) 契約金額 228,900,000円

(3) 契約の相手方 大分市要町1番1号

九州旅客鉄道株式会社 大分支社

執行役員大分支社長 吉野敏成

3 担当課 市民福祉部高齢者福祉課

議第100号

議決事項の変更について

1 趣旨

平成30年12月14日に議決された「議第110号事業契約の締結について」の議決事項の一部（契約の金額）を変更しようとするものです。

2 議案の内容

現行	3 契約の金額	<u>4,837,320,000円（うち消費税及び地方消費税の額358,320,000円）</u>
変更案	3 契約の金額	<u>4,811,827,323円（うち消費税及び地方消費税の額356,431,653円）</u>

3 担当課 建設部施設整備課

議第101号

指定管理者の指定について

1 趣旨

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に公の施設の管理を行わせることについて、同条第6項の規定により議会の議決を求めます。

- 2 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
地獄蒸し工房鉄輪
- 3 指定管理者となる団体
地獄蒸し工房鉄輪共同事業体
別府市富士見町10番20号
旭環境管理株式会社
別府市石垣東七丁目2番14号
有限会社割烹平家
- 4 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- 5 担当課 観光・産業部観光課

議第102号

住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

- 1 趣旨
住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法を定めることについて、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。
- 2 議案の内容
 - (1) 通称東荘園、緑丘町及び荘園北町について、住居表示を実施する市街地の区域として定めます。
 - (2) 住居表示の方法は、街区方式によるものとします。
- 3 担当課 企画戦略部政策企画課

議第103号

公有水面埋立てに関する意見について

- 1 趣旨
公有水面の埋立てに対する意見を大分県知事に述べることについて、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものです。
- 2 議案の内容
令和4年11月25日付け港第870号をもって意見を求められた大分県の

出願に係る別府市船小路町942番15及び942番15に接する無番地並びに943番3に接する無番地の地先の公有水面埋立については、異議のない旨大分県知事に答申いたします。

3 担当課 建設部都市整備課

議第104号

市長専決処分について

1 趣旨

台風14号の影響により被害を受けた農地農業用施設、公共土木施設等を復旧することに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

(1) 処分事項 令和4年度別府市一般会計補正予算（第8号）

(2) 処分年月日 令和4年11月7日

3 担当課 観光・産業部農林水産課、建設部都市整備課・公園緑地課

議第105号

市長専決処分について

1 趣旨

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

(1) 処分事項 別府市美術館における事故の和解及び損害賠償の額の決定
(賠償金額は、1,435,192円)

(2) 処分年月日 令和4年10月12日

3 担当課 教育部社会教育課